

## 東京純心大学 紀要編集要領

### 1 学術論文等の編集

- (1) 本誌は、東京純心大学（以下「本学」という。）の研究誌として発刊する。
- (2) 本誌の編集は、本学内にある図書館・学術運営委員会（以下「委員会」という）学術研究委員会の責任の下に行われる。
- (3) 本誌は、本学に所属する専任教員の論文等の掲載にあてる。但し、委員会で承認された場合（非常勤講師、その他）はこの限りではない。
- (4) 論文等は、未公刊のものに限る（学会の口頭・ポスター発表を除く）。
- (5) 論文等は、査読を経て、委員会によってその掲載の可否が決定される。
- (6) 論文等の執筆は、所定の投稿細則に準拠したものに依る。
- (7) 論文等の投稿細則は、別に定める。
- (8) 論文等の印刷について、特に費用を要するものは執筆者の負担とする。
- (9) 執筆者に対しては、抜き刷り30部を贈呈する。30部を超える場合は執筆者の負担とする。

### 2 電子化に伴う著作権処理について

- (1) 本誌は印刷物として出版するだけでなく、記載記事をデジタル化しハードディスク等の装置に蓄積する。
- (2) 掲載記事のデジタル複製に関しては、その著作者に対して複製権（著作権法第21条）の許諾を得なければならない。
- (3) デジタル化した掲載記事を、インターネットなどのネットワークを經由して学外に公開するときは、その著作者に対して公衆送信権（著作権法第23条）の許諾を得なければならない。
- (4) 記載事項をデジタル化し、またインターネットなどのネットワークを經由して公表する場合、著作者以外の者がその内容を著作者の許可なく変更することはできない。
- (5) 掲載決定後、著作者は掲載記事電子化に関する承諾書を委員会に提出すること。
- (6) 既刊の紀要に関しては可能な限り著作者に連絡をとり、既掲載分について(2)および(3)に関する許諾を得るものとする。
- (7) 委員会は、著作者の権利を守りその著作物に対し不正利用が行われないよう充分配慮する。

### 3 学術研究活動記録の掲載

- (1) 当該年の1月1日から12月31日までに発表された著作・論文・作品・演奏等・展覧会監修、およびこの間に行われた学術研究活動記録を掲載する（現代文化学部）。

- 4 適用年月日 平成11年4月1日  
適用年月日 平成27年4月1日  
適用年月日 平成30年12月1日